

処分事案

教職員の処分について

豊中市教育委員会は、豊中市立中学校教員が生徒に対して行った体罰について、令和4年（2022年）7月22日付で、次のとおり懲戒処分を行った。

記

1 処分対象者及び処分の種類・程度

〈当事者〉

豊中市立中学校教諭（男性・38歳）・減給3月（10分の1）

〈管理監督者〉

豊中市立中学校校長（59歳）・戒告

2 処分事由等

事案当事者である教諭は、令和3年（2021年）11月15日、校内巡視中に廊下で野球のような遊びをする生徒2名を発見し、止めるように注意したが、野球のような遊びを止めなかった生徒1名に対して、いきなり右手で髪の毛を掴み、1～2メートル引っ張って移動させるという体罰を行ったことが下記に該当するため。

・地方公務員法第29条（懲戒）

第1項

「職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。」

- ・第1号「この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合」
- ・第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」

3 違反法令

・地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）

「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」

処分事案

教職員の処分について

豊中市教育委員会は、豊中市立中学校教員が生徒に対して行った体罰について、令和4年（2022年）7月22日付で、次のとおり懲戒処分を行った。

記

1 処分対象者及び処分の種類・程度

〈当事者〉

豊中市立中学校教諭（男性・33歳）・停職1月

〈管理監督者〉

豊中市立中学校校長（59歳）・訓告

2 処分事由等

事案当事者である教諭は、令和4年（2022年）1月18日、部活動の公式戦を休んだ生徒に対して、クラスメートや部員がいる前で複数回に亘って叱責を繰り返し、更には、授業中に後ろを向く同生徒の頭を掴んで前を向かそうとした際、同生徒が少し抵抗したことから、そのまま同生徒の頭を机に押し付けるといった体罰行為に及んだことが下記に該当するため。

・地方公務員法第29条（懲戒）

第1項

「職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。」

- ・第1号「この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合」
- ・第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」

3 違反法令

・地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）

「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」